

## 消防設備士再講習

### 講習区分に該当する免状を複数取得している場合の受講期限

講習区分が同一である免状の交付を受けた場合は、最初の免状交付が基準となります。

<例>講習区分「消火設備」に該当する免状を複数取得した場合  
(「警報設備」及び「避難設備・消火器」も同様)

